

吹田市の屋外広告物に関するアンケート調査結果(抜粋)

1. 調査概要

(1) 調査目的

吹田市屋外広告物条例の制定に向けて、市内の屋外広告物の規制・誘導区域、表示に関する基準等の検討資料とすべく、市民の屋外広告物に対する意識・意向等を把握することを目的として実施。

(2) 調査内容

① 調査対象及び配布数

吹田市民 1,900人 (H30.5.31現在18歳以上85歳未満、無作為抽出)

② 調査方法

- ・郵送による配布・回収
- ・吹田市ホームページにおけるWebアンケート募集

③ 調査期間

配布：平成30年7月17日(火)

回収期限：平成30年8月15日(水) 約1ヶ月

④ 質問内容

- ・回答者の属性 1項目(問1)
- ・屋外広告物に対する意識 4項目(問2～問5)
- ・屋外広告物の取り組みに対する意向 3項目(問6～問9)
- ・自由意見(屋外広告物についての意見、要望等)

⑤ 配布数と回収状況

郵送	・配布数(郵送)	1,900票
	・回収数(郵送)	675票
	・有効回答数(白紙票を除く)	675票
	・有効回収率(郵送)	35.5%
Webアンケート	・有効回収数(Web)	19票
総計	・配布数	1,919票
	・有効回収数	694票
	・有効回収率	36.2%

2. 調査結果概要

■回答者の属性（問1）

- ・回答者の性別は、女性が過半数（58.1%）を占め、40歳代以下が4割強を占める（44.7%）。
- ・家族構成は、親と子の世帯（二世帯）が最も多い（54.8%）一方、高齢者の世帯ではひとり暮らしや夫婦のみ世帯の割合が高くなる。
- ・居住地は、山田・千里丘地域（22.6%）や千里ニュータウン・万博・阪大地域（20.0%）など市北部の割合が比較的高く、居住年数は10年以上が過半数を占める。

図1 性別

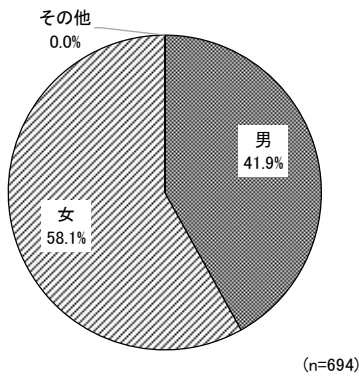


図2 年齢

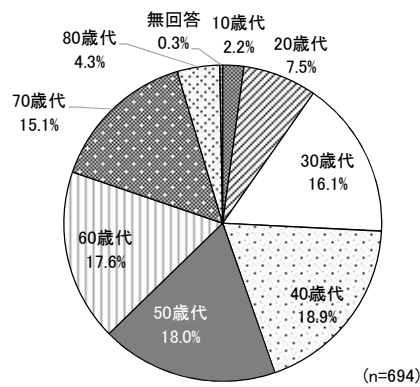


図3 家族構成

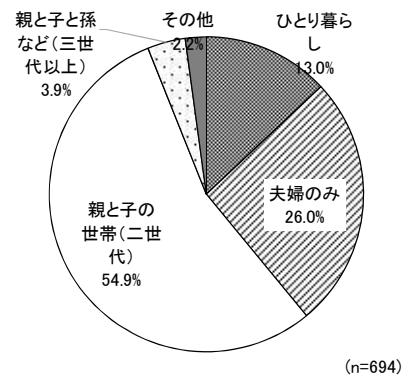


図4 居住地

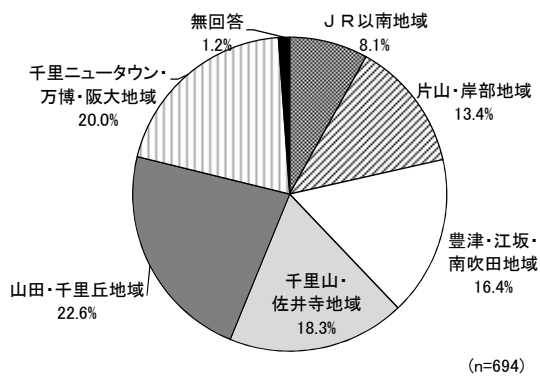
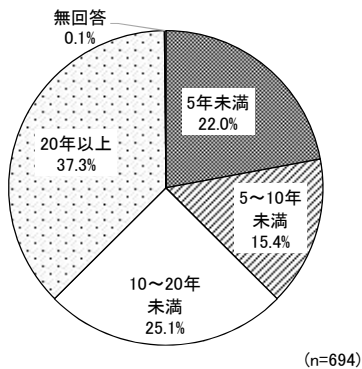
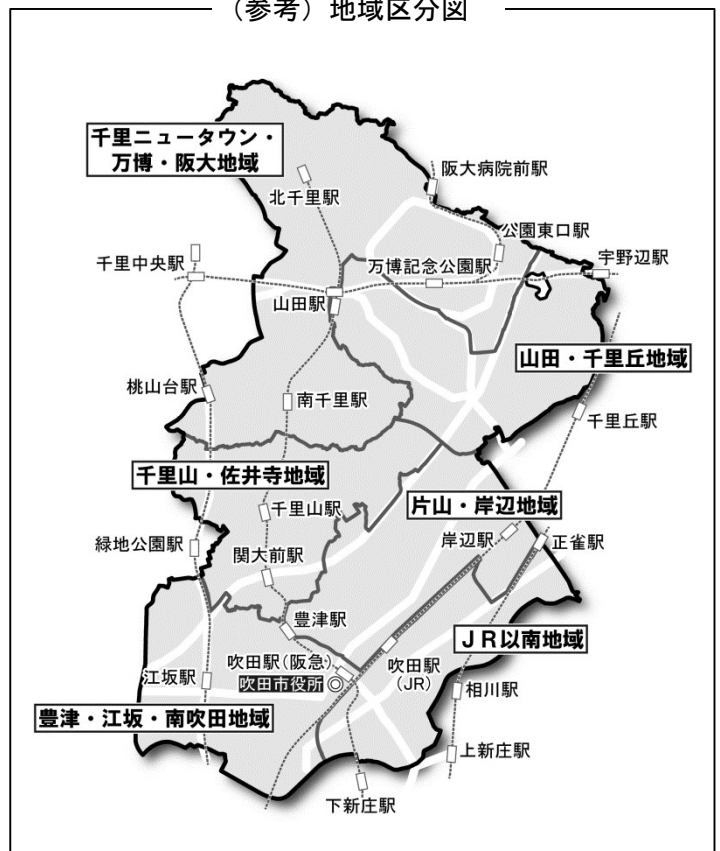


図5 居住年数



(参考) 地域区分図



→本アンケートでは、比較的若い年代、また地域に長年居住される市民の意見を把握することができた。

■屋外広告物に対する意識

(1) 目にとまる屋外広告物（問2、3）

- ・商業地で目にとまる屋外広告物として、「壁面広告物」が多く選ばれ、その理由として広告物が連なることで大きさが目立つ等が挙げられている。
- ・その他、地上からの高さが目立つ「突出広告物」や色彩やデザインが目立つ「壁面広告物」などが挙げられている。

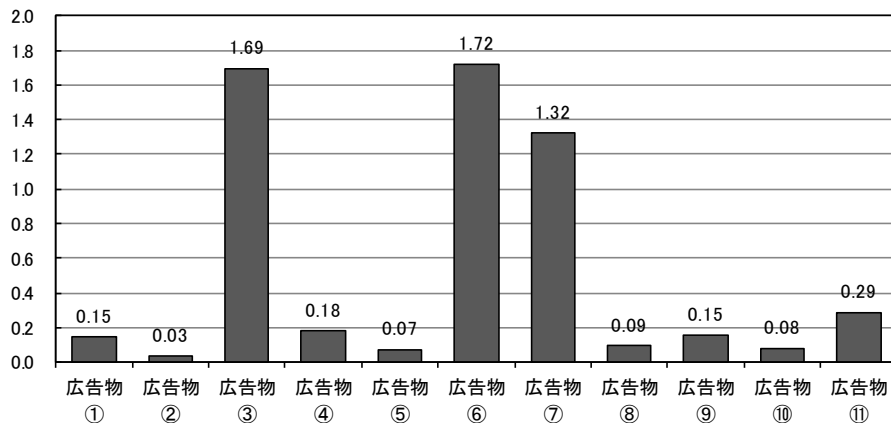
問2. 目にとまる屋外広告物（商業地（江坂））

写真に示す①～⑪の屋外広告物のうち、**あなたがこの街を歩いていて最も目にとまると思うものから順番に3つ選んで①～⑪の番号を記入してください。**また、目にとまる理由についても合わせてお答えください。



図6 目にとまる屋外広告物（商業地）スコア※

(スコア)



※最も目にとまる広告物=3点、二番目に目にとまる広告物=2点、三番目に目にとまる広告物=1点とし、それぞれの回答数を乗じたものを合算し、回答者一人あたりに割り戻した値。

例. 広告物①の場合の算定式=(16人×3点+14人×2点+25人×1点)÷694人

- ・幹線道路沿で目にとまる屋外広告物として、「屋上広告物」を選ぶ回答者が多数を占め、その理由として広告物の大きさや地上からの高さが目立つ等が挙げられている。
- ・その他、地上からの高さが目立つ「野立広告物」などが挙げられている。

問3. 目にとまる屋外広告物（幹線道路沿線（大阪府道14号 大阪高槻京都線周辺））

写真に示す①～⑨の屋外広告物のうち、あなたがこの街を車で移動していて最も目にとまると思うものから順番に3つ選んで①～⑨の番号を記入してください。また、目にとまる理由についても合わせてお答えください。

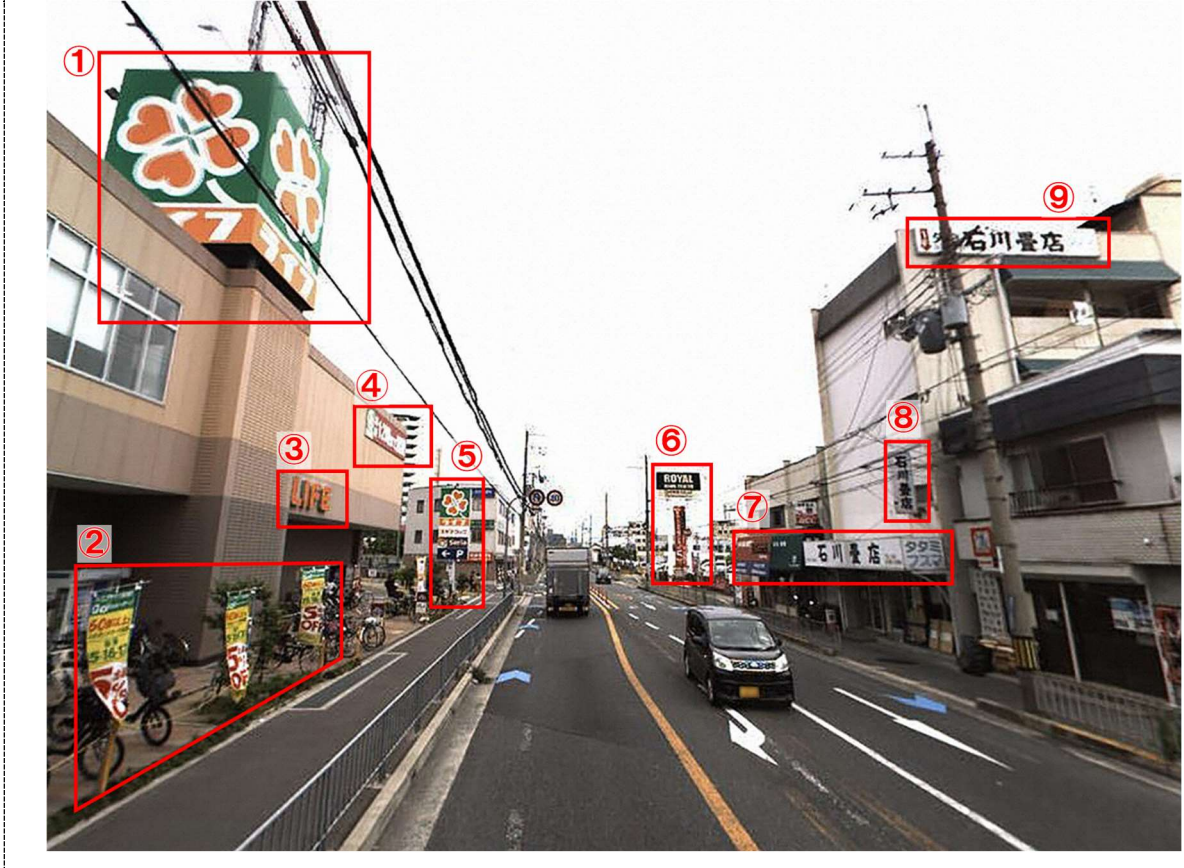
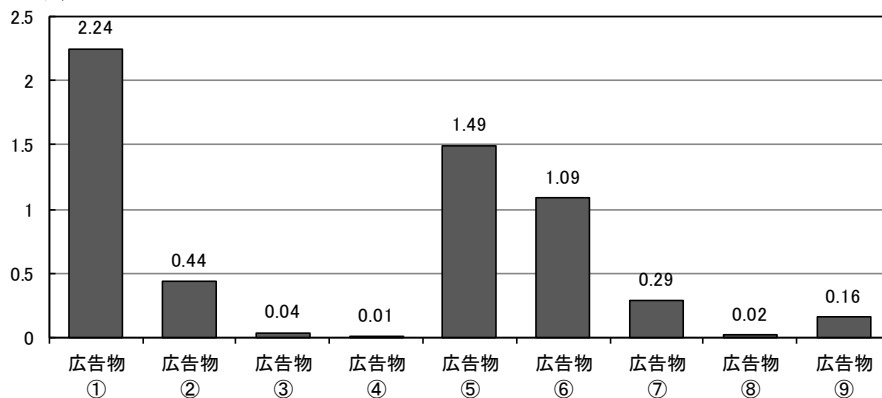


図7 目にとまる屋外広告物（幹線道路沿線）（スコア）

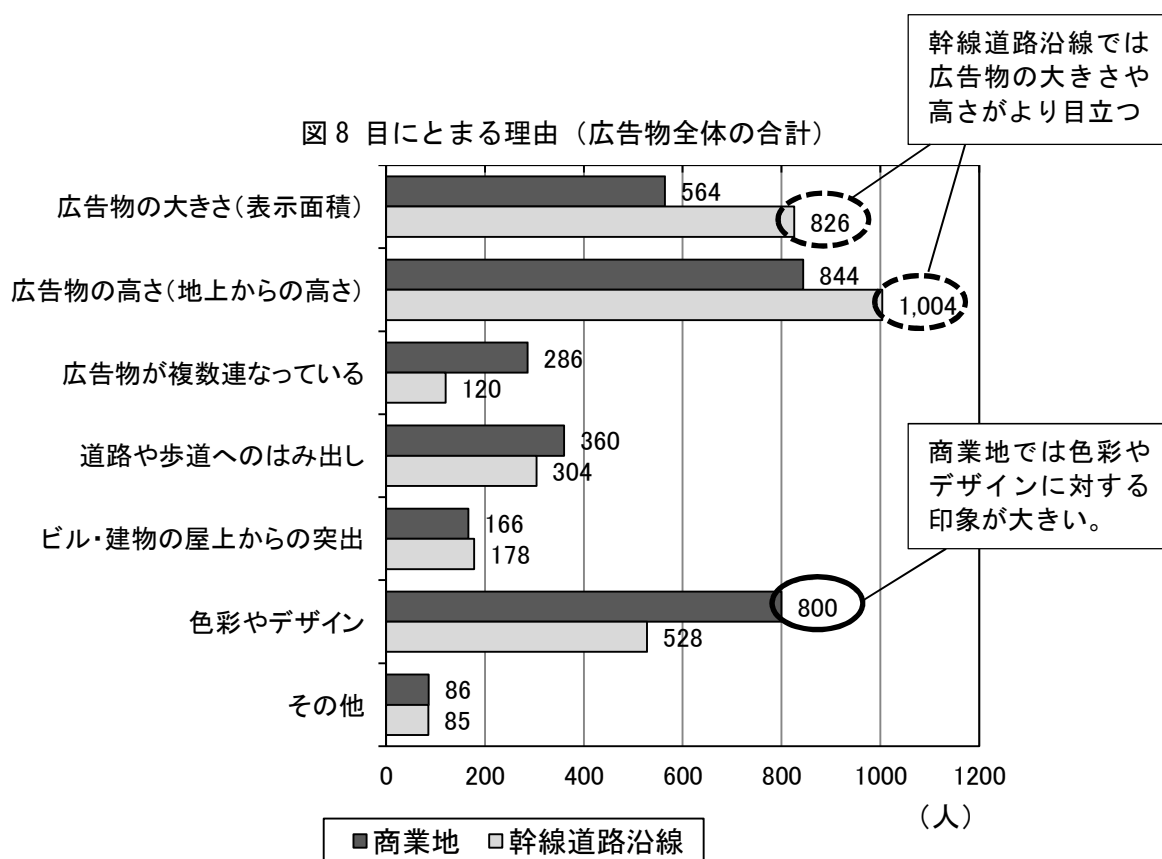
（スコア）



※最も目にとまる広告物=3点、二番目に目にとまる広告物=2点、三番目に目にとまる広告物=1点とし、それぞれの回答数を乗じたものを合算し、回答者一人あたりに割り戻した値。

例. 広告物①の場合の算定式= $(489 \text{ 人} \times 3 \text{ 点} + 31 \text{ 人} \times 2 \text{ 点} + 29 \text{ 人} \times 1 \text{ 点}) / 694 \text{ 人}$

- ・屋外広告物が目にとまる理由として、商業地及び幹線道路沿線にかかわらず「広告物の高さ（地上からの高さ）」が最も多く挙げられている。
- ・その他、多くの回答者が「広告物の大きさ（表示面積）」及び「色彩やデザイン」を挙げている。
- ・幹線道路沿線では、「広告物の高さ」以外に、特に「広告物の大きさ」を目にとまる理由として挙げている。
- ・商業地では、「広告物の高さ」と同程度に「色彩やデザイン」を目にとまる理由として挙げている。



→まちなみにおいて目にとまる広告物を判断する要素として、屋外広告物の大きさ（表示面積）、高さ（地上からの高さ）が大きく影響を及ぼしていると考えられる。

→幹線道路沿線は、より規模の大きな広告物が目立つ傾向が考えられ、「高さ」「大きさ」を適正に誘導する基準の設定が必要。

→商業地では、広告物の色彩やデザインに対する印象が大きいと考えられ、広告物のあるまちのにぎわいの維持向上に資するべく、まちなみとの親和性や統一性に配慮したデザインや配置ルール（ガイドライン）の設定が必要。

(2) お住まいの地域の屋外広告物について (問4)

- ・最も利用する鉄道駅及びその周辺の屋外広告物の印象として、「どちらかといえば良い」が最も高く (38.0%)、「良い」(16.4%) と合わせて過半数を占める。(※意識していない及び無回答を除く)
- ・評価が高い (印象が良い) 鉄道駅として大阪モノレール沿線や阪急千里線千里山駅～山田駅間などが挙げられ、その理由として、「目的地への目印になる」、「適度な広告物がまちななじんでいる」などが挙げられている。
- ・一方、評価が低い (印象が悪い) 鉄道駅として阪急関大前駅及び北大阪急行 (大阪メトロ) 江坂駅などが挙げられ、その理由として「広告物の量の多さ」や「バラバラで雑然としている」のほか、阪急関大前駅では「デザインや色彩が派手」「道路にはみ出して通行の障害になる」といった理由も多く挙げられている。

図9 鉄道駅前やその周辺にある屋外広告物の印象 (割合)

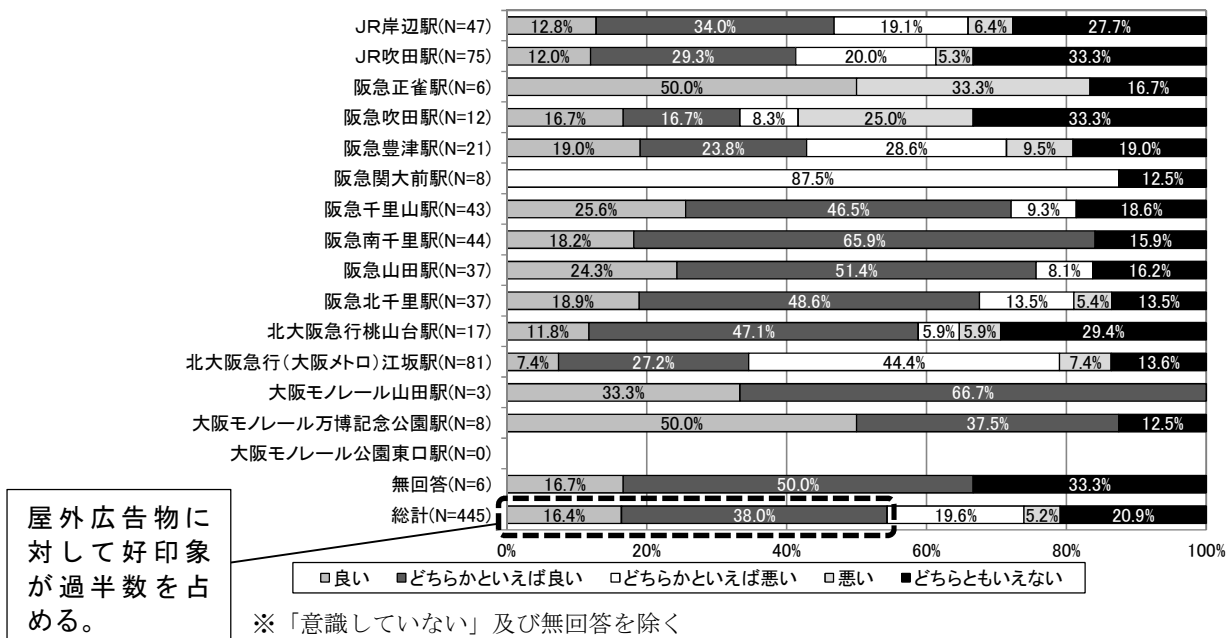


図10 鉄道駅合計 良いと感じる理由

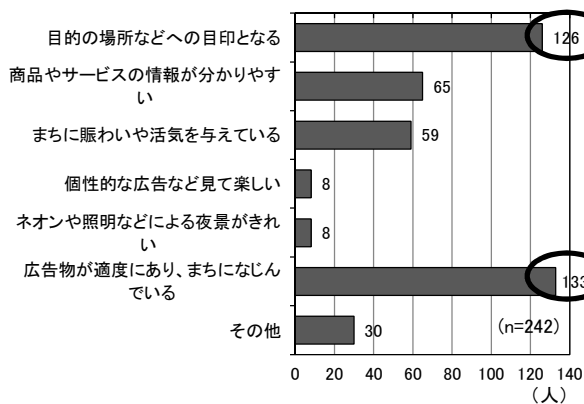
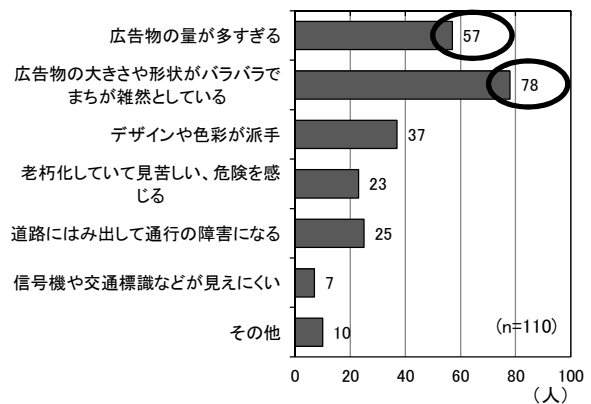


図11 鉄道駅合計 悪いと感じる理由



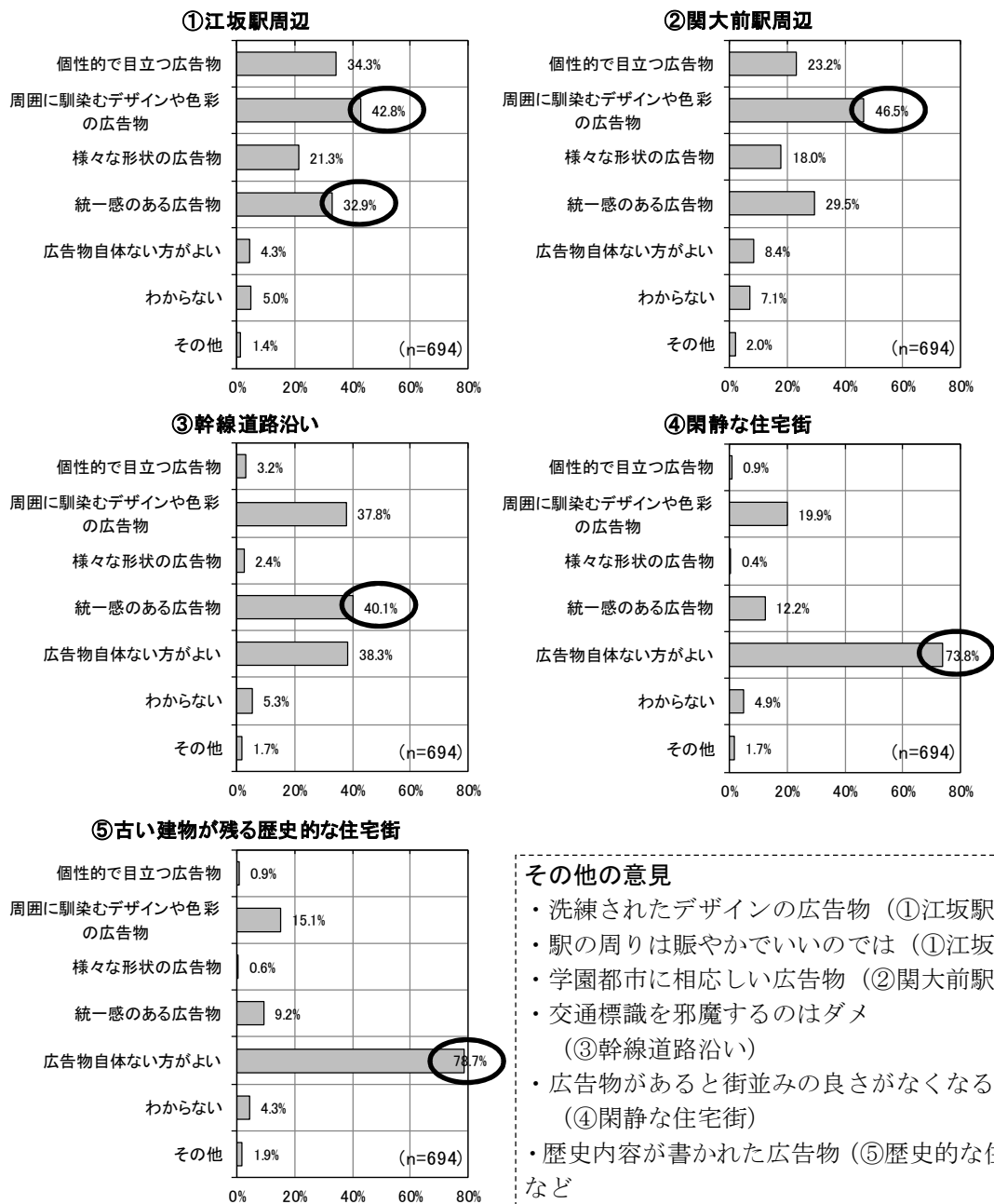
→複数の鉄道駅周辺で屋外広告物のある現状のまちなみを評価する意見が一定みられることから、場所に応じた柔軟な規制の実現が求められる。

→一方で、過度な屋外広告物の設置は景観への影響だけでなく通行の妨げになるなど、安全確保の観点から、適切な屋外広告物設置のあり方の検討が必要である。

(3) 吹田市のまちなみと屋外広告物のあり方 (問5)

- ・市内の主な地域のまちなみと屋外広告物のあり方として、江坂駅周辺及び関大前駅周辺では、「周囲に馴染むデザインや色彩の広告物」が最も多く挙げられている。また江坂駅周辺では「個性的で目立つ広告物」についても比較的多く挙げられている。
- ・幹線道路沿いでは、「統一感のある広告物」や「周囲に馴染むデザインや色彩の広告物」が多く挙げられる一方、「広告物自体ない方がよい」との意見も挙げられている。
- ・閑静な住宅街及び古い建物が残る歴史的な住宅街では、「広告物自体ない方がよい」が7割以上と特に多く挙げられている。

図 12 吹田市のまちなみと屋外広告物のあり方 (回答者総数に占める割合)



→商業地の鉄道駅周辺では、場所の個性や賑わいを演出する要素として屋外広告物のあるまちなみを評価する意見がみられることから、柔軟な規制の実現が求められる。

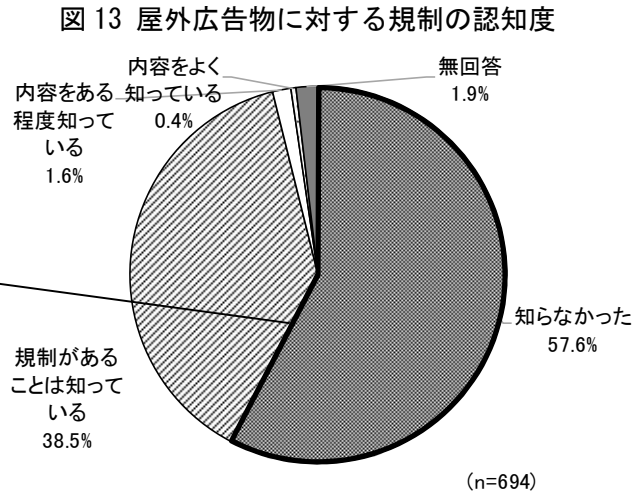
→幹線道路沿道や住宅街等では、広告物の掲出自体の抑制を含めた規制の厳格化が求められる。

■屋外広告物の取り組みに対する意向

(1) 屋外広告物に対する規制の認知度 (問6)

- ・屋外広告物規制を「知らなかった」回答者が過半数を超える (57.6%)
- 一方、「内容をある程度知っている」「内容をよく知っている」と答えた回答者は全体の2%程度となる。

規制を知らない層が過半数を占める。



→屋外広告物規制に対する認知度向上を図るため普及啓発の取り組みが求められる。

(2) まちの魅力を高めるための屋外広告物の設置のあり方 (問7)

- ・屋外広告物の設置に関する写真比較 (6種類) では、「屋外広告物がない／統一されている／控えめとなる」写真を選ぶ回答者が概ね7～8割を占め、その理由として「すっきりしている」「馴染んでいる」等の景観に関する意見のほか、「落下の心配がない」などの安全面に対する意見が挙げられている。
- ・窓面広告物についてのみ、広告物がある写真を選ぶ回答者が3割強を占め、その理由として「建物内の店舗の情報が得られる」「賑やかさや活気がある」などが挙げられている。

① 建物の屋上に広告物がある場合／ない場合 (屋上広告物)

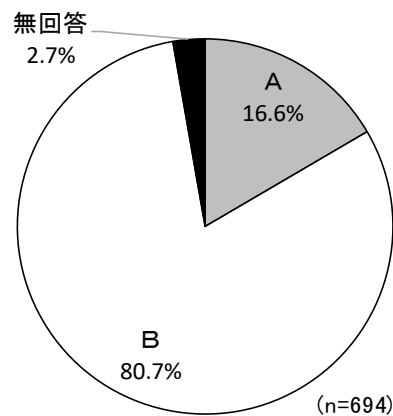
A



B



図 14 「良い」と思う写真

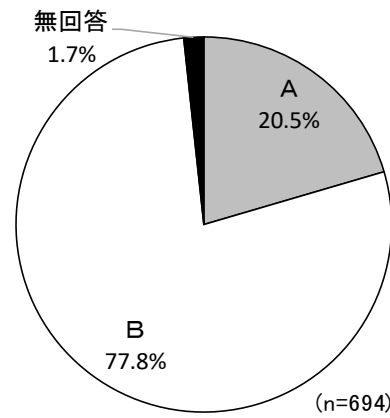


- ・ Aを選んだ理由…「広告物が目印になる」「周りからよく見え活気を与えている」「屋上空間の有効活用」「広告物収入が得られる」など
- ・ Bを選んだ理由…「すっきりしている、シンプル」「街並みが落ち着く、空が広く感じられる」「落下の心配がなく安全」「マンション・住宅に広告物はふさわしくない、安っぽくみえる」など

② 広告物の大きさやデザインがばらばらな場合／そろえた場合（野立広告物）



図 15 「良い」と思う写真



- ・ Aを選んだ理由…「広告物に個性がある方が分かりやすい、イメージしやすい」など
- ・ Bを選んだ理由…「統一感があり見やすい」「すっきりしている、美しい」など

③ 広告物の大きさやデザインがばらばらな場合／そろえた場合（突出広告物）

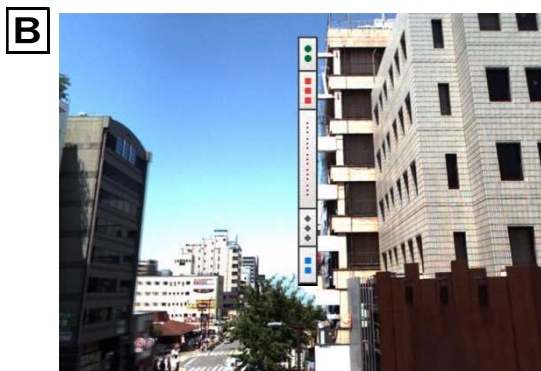
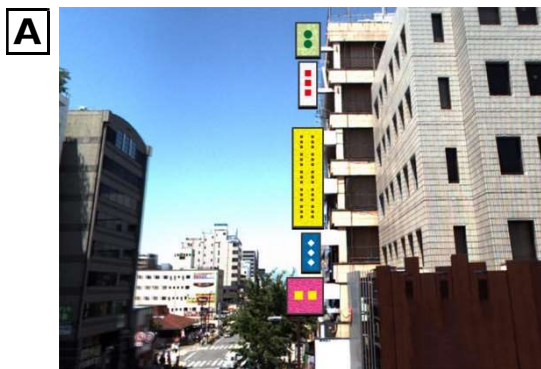
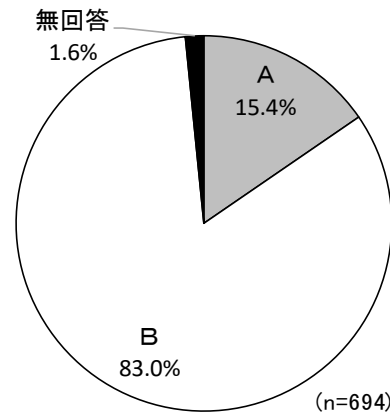


図 16 「良い」と思う写真

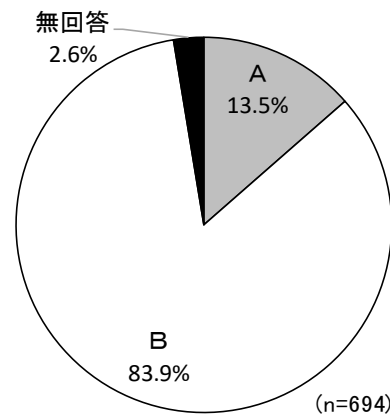


- ・ Aを選んだ理由…「色やデザインが目につく、分かりやすい」「それぞれの店や企業の個性がみてとれる」など
- ・ Bを選んだ理由…「統一感があり見やすい」「見栄えがよい、すっきりしている」「落ち着く」など

④ 広告物の道路への突き出しを大きくした場合／控えめにした場合（突出広告物）



図 17 「良い」と思う写真



- ・ Aを選んだ理由…「大きくて目立つ、目につきやすい」「ある程度の大きさはあってもよい」など
- ・ Bを選んだ理由…「(Aの方は) 災害時等の落下が心配、危ない」「圧迫感がない」「小さくても広告物として十分である」など

⑤ 建物の窓面に広告物がある場合／ない場合（窓面広告物）

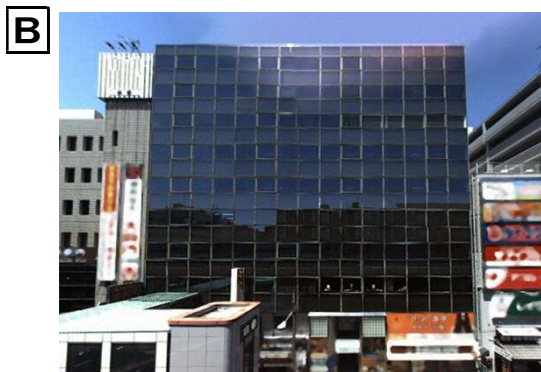
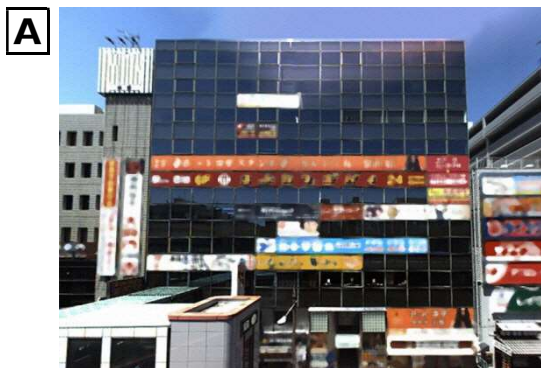
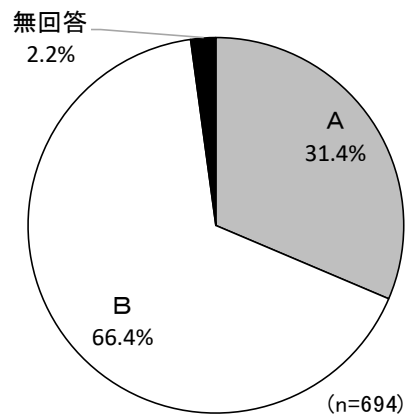


図 18 「良い」と思う写真



- ・ Aを選んだ理由…「建物にどのような店舗が入っているか分かりやすい」「商業施設の賑やかさや活気がある」など
- ・ Bを選んだ理由…「建物がきれいにみえる」「すっきりしている、美しい」「(Aの方は) 雑然としている、見苦しい」など

⑥ 広告物の色を鮮やかにした場合／おさえた場合（野立広告物）

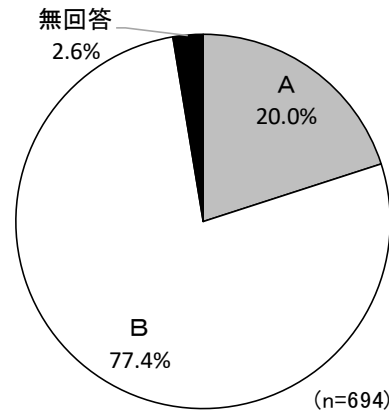
A



B



図 19 「良い」と思う写真

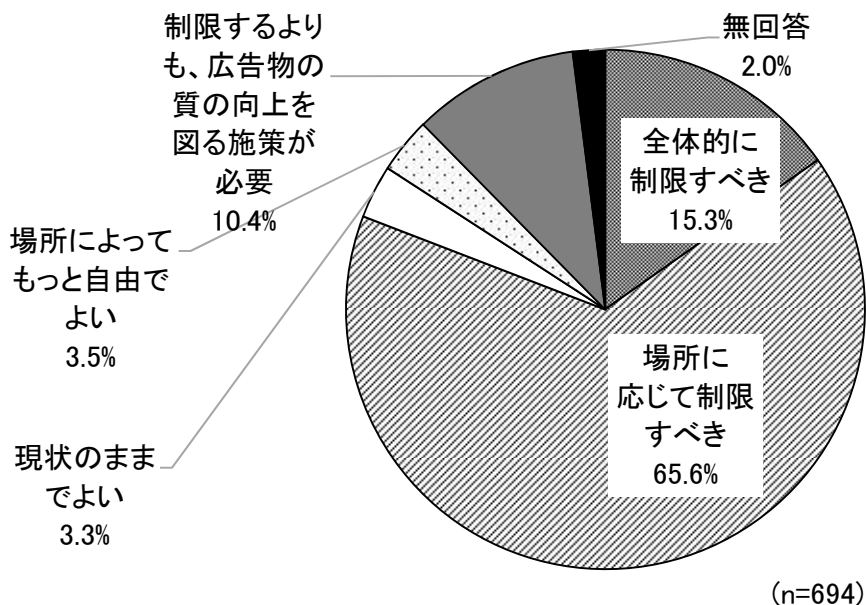


- ・ Aを選んだ理由…「運転中に目につきやすい」「道路沿道の賑やかさや活気がある」など
- ・ Bを選んだ理由…「文字が見やすい」「まわりの景観に溶け込む、馴染む」すっきりしている、美しい」「運転の邪魔にならない」など

(3) まちの魅力を高めるための屋外広告物の規制等のあり方（問8）

- ・ 規制等のあり方として、「場所に応じて制限すべき」と最も多く（65.6%）、次いで「全体的に制限すべき」（15.3%）となり、回答者の約8割が何らかの規制が必要と考える。
- ・ 一方で、「広告物の質の向上を図る施策が必要」（10.4%）、「場所によってもっと自由でよい」（3.5%）など、広告物とともにあるまちなみを望む意見も挙げられている。

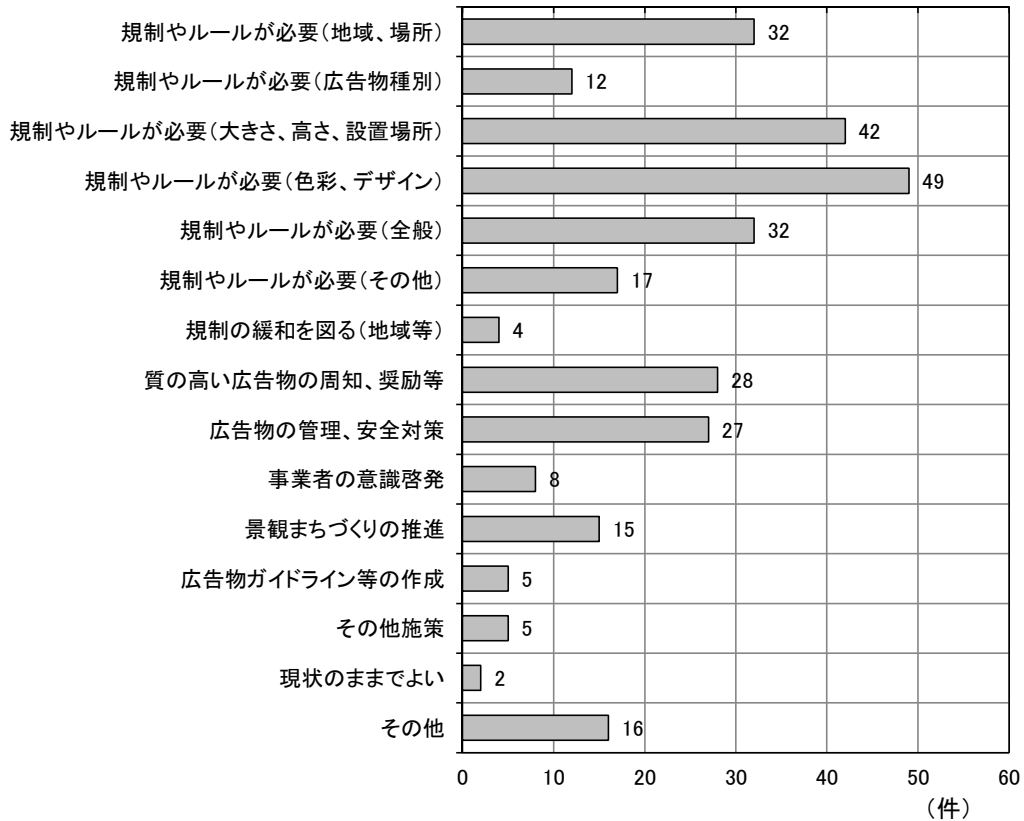
図 20 屋外広告物の規制等のあり方



(4) 屋外広告物の質の向上を図る施策について（問9）

- ・屋外広告物の質の向上を図る施策（自由回答）として「色彩、デザイン」「大きさ、高さ、設置場所」に関する規制やルールが必要との意見が多く挙げられている。
- ・その他、「質の高い広告物の周知、奨励等」、「広告物の管理、安全対策」などの意見が挙げられている。

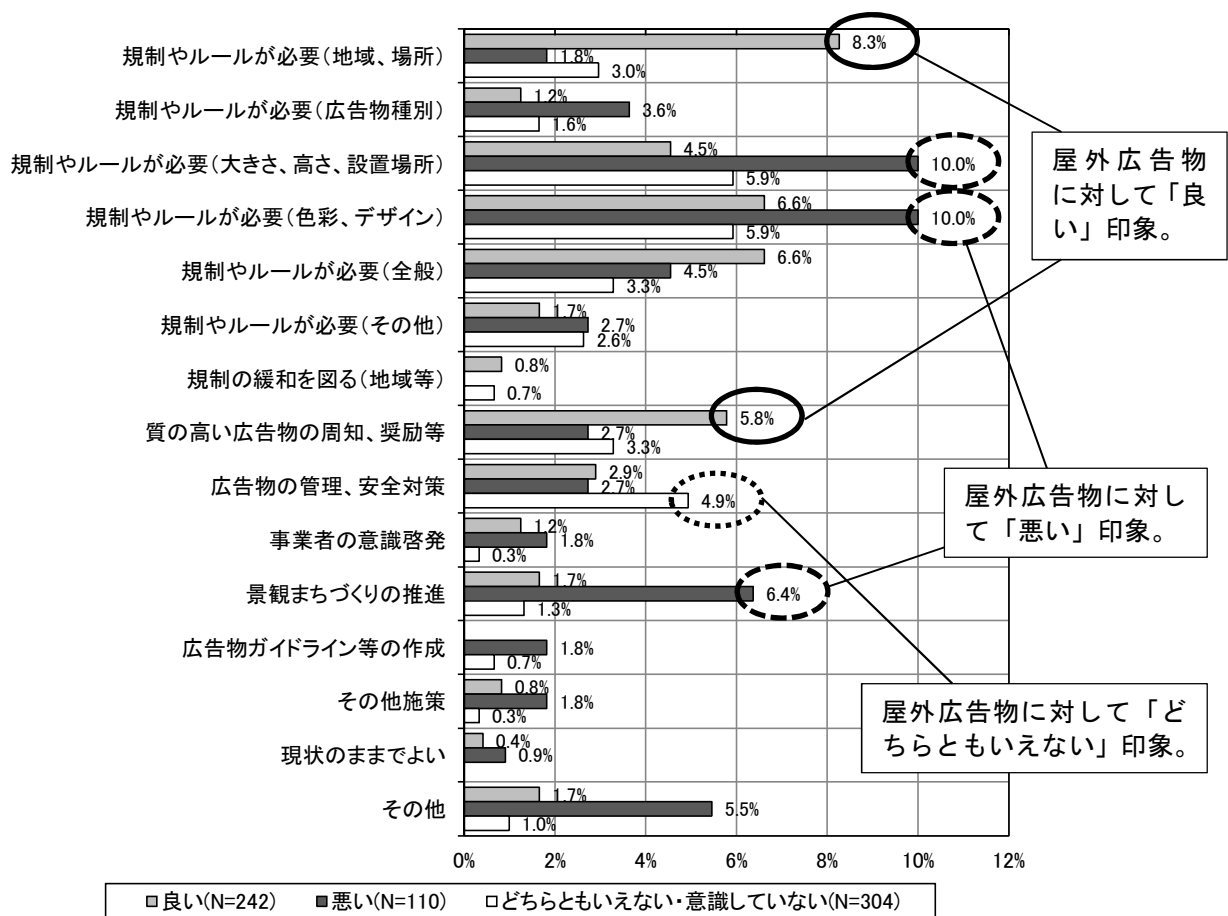
図 21 屋外広告物の質の向上を図る施策（内容に基づく分類（件数））



※複数の分類に該当する意見はそれぞれに計上している

- ・屋外広告物の質の向上を図る施策に関する自由意見と、屋外広告物に対する印象（問4）との関係を見ると、屋外広告物の印象を「良い」と考える回答者は、「規制やルールが必要（地域、場所）」や「質の高い広告主の周知、奨励等」に対する施策が必要とする意見が比較的多い。
- ・屋外広告物の印象を「悪い」と考える回答者は、「規制やルールが必要（大きさ、高さ、設置場所）」及び「規制やルールが必要（色彩、デザイン）」に対する施策が必要とする意見が比較的多い。また、「景観まちづくりの推進」に対する意見も比較的多い。
- ・「どちらともいえない・意識していない」と考える回答者は、「広告物の管理、安全対策」に対する施策が必要とする意見が比較的多い。

図 22 屋外広告物の印象別 質の向上を図る施策（回答者総数に占める割合：回答者全体）



→屋外広告物の適切な規制によるまちなみの誘導等に対して、市民の多くが肯定的な意向を有していると考えられる。

→JR 吹田駅及び関大前駅、江坂駅などの商業地は、広告物種別や形状、設置位置等に関するきめ細やかなルールづくりが必要となるとともに、屋外広告物があることで創出される賑わいの景観づくりが求められる。

→屋外広告物自体の規制だけでなく、良質な屋外広告物の表彰制度や管理・安全対策の徹底など、行政と市民や事業者がともに取り組む屋外広告物のあるまちなみを推進していくことが求められる。

吹田市の屋外広告物に関するアンケート調査票

1. あなたご自身についておたずねします。

問1 あなたご自身について、以下の(1)～(5)それぞれにお答えください。

(1) 性別 (1つ選んでください)

1. 男性
2. 女性
3. その他

(2) 年齢 (1つ選んでください)

1. 10 歳代
2. 20 歳代
3. 30 歳代
4. 40 歳代
5. 50 歳代
6. 60 歳代
7. 70 歳代
8. 80 歳代

(3) 家族構成 (1つ選んでください)

1. ひとり暮らし
2. 夫婦のみ
3. 親と子の世帯(二世帯)
4. 親と子と孫など(三世帯以上)
5. その他 ()

(4) お住まいの町名をご記入ください。

記入例: 泉町1丁目、佐井寺1丁目、など

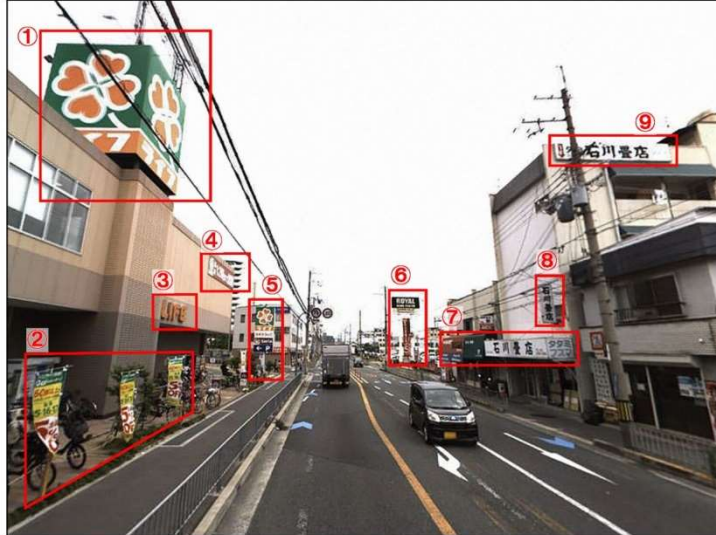
(町名:)

(5) 現在のお住まいの町での居住年数 (1つ選んでください)

1. 5年未満
2. 5年以上、10年未満
3. 10年以上、20年未満
4. 20年以上

問3 次の写真は、吹田市内の幹線道路沿線（大阪府道14号 大阪高槻京都線周辺）のまちなみの例です。

写真に示す①～⑨の屋外広告物のうち、**あなたがこの街を車で移動していて最も目にとまると思うものから順番に3つ選んで①～⑨の番号を記入してください。**また、**目にとまる理由**についても合わせてお答えください。



最も目にとまる広告物	2番めに目にとまる広告物	3番めに目にとまる広告物
番号を記入（例. ②）	番号を記入（例. ⑤）	番号を記入（例. ⑨）

目にとまる理由 (2つまで○)	目にとまる理由 (2つまで○)	目にとまる理由 (2つまで○)
a. 広告物の大きさ（表示面積） b. 広告物の高さ（地上からの高さ） c. 広告物が複数連なっている d. 道路や歩道へのはみ出し e. ビル・建物の屋上からの突出 f. 色彩やデザイン g. その他 ()	a. 広告物の大きさ（表示面積） b. 広告物の高さ（地上からの高さ） c. 広告物が複数連なっている d. 道路や歩道へのはみ出し e. ビル・建物の屋上からの突出 f. 色彩やデザイン g. その他 ()	a. 広告物の大きさ（表示面積） b. 広告物の高さ（地上からの高さ） c. 広告物が複数連なっている d. 道路や歩道へのはみ出し e. ビル・建物の屋上からの突出 f. 色彩やデザイン g. その他 ()

問4 あなたがお住まいの地域の屋外広告物について、次の質問にお答えください。

(1) 市内で最も利用する鉄道駅はどこですか。

1つ選び○を付けてください。

- | | | | |
|---------------------|------------------|---------------|-----------|
| 1. JR岸辺駅 | 2. JR吹田駅 | 3. 阪急正雀駅 | 4. 阪急吹田駅 |
| 5. 阪急豊津駅 | 6. 阪急関大前駅 | 7. 阪急千里山駅 | 8. 阪急南千里駅 |
| 9. 阪急山田駅 | 10. 阪急北千里駅 | 11. 北大阪急行桃山台駅 | |
| 12. 北大阪急行(大阪メトロ)江坂駅 | 13. 大阪モノレール山田駅 | | |
| 14. 大阪モノレール万博記念公園駅 | 15. 大阪モノレール公園東口駅 | | |

(2) 上記(1)で選んだ鉄道駅前やその周辺にある屋外広告物について、どのような印象をお持ちですか。1つ選び○を付けてください。

- | | | | |
|---------------|---|---|--------|
| 1. 良い | } | → | 問4(3)へ |
| 2. どちらかといえば良い | | | |
| 3. どちらかといえば悪い | } | → | 問4(4)へ |
| 4. 悪い | | | |
| 5. どちらともいえない | } | → | 問5へ |
| 6. 意識していない | | | |

(3) 上記(2)で「良い」「どちらかといえば良い」とお答えした方にうかがいます。良いと感じる理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

- | |
|------------------------|
| 1. 目的の場所などへの目印となる |
| 2. 商品やサービスの情報が分かりやすい |
| 3. まちに賑わいや活気を与えている |
| 4. 個性的な広告など見て楽しい |
| 5. ネオンや照明などによる夜景がきれい |
| 6. 広告物が適度にあり、まちになじんでいる |
| 7. その他 () |

➡ 問5へお進み下さい

(4) 上記(2)で「悪い」「どちらかといえば悪い」とお答えした方にうかがいます。悪いと感じる理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

- | |
|-------------------------------|
| 1. 広告物の量が多すぎる |
| 2. 広告物の大きさや形状がバラバラでまちが雑然としている |
| 3. デザインや色彩が派手 |
| 4. 老朽化していて見苦しい、危険を感じる |
| 5. 道路にはみ出して通行の障害になる |
| 6. 信号機や交通標識などが見えにくい |
| 7. その他 () |

➡ 問5へお進み下さい

問5 以下の①～⑤に示す吹田市内の場所について、どのような屋外広告物があると良いと思いますか。あなたの考えに最も近いものをそれぞれ2つまで選んでください。

以下の選択肢から、この場所にあると思う広告物を、2つまで選択して回答欄に○を付けてください。

場所	まちなみのイメージ	あると良いと思う屋外広告物 (2つまで○)						
		1 広告物 個性的 で目立つ	2 周囲に馴染むデザイン や色彩の広告物	3 様々な形状の 広告物	4 統一感のある 広告物	5 広告物自体 ない方がよい	6 わからない	7 ※その他 具体的に記入
	記入例 →		○		○			
①江坂駅周辺								
②関大前駅周辺								
③幹線道路沿い (ニュータウン)								
④閑静な住宅街 (千里山周辺)								
⑤古い建物が残る 歴史的な住宅街 (内本町 ・南高浜町周辺)								

3. 吹田市の屋外広告物の取り組みについておたずねします。

○現在、吹田市では、一定規模以上の屋外広告物の表示等、また、景観形成地区において屋外広告物の表示等を行う場合は、**吹田市景観まちづくり条例に基づく事前協議、届出**が必要です。あわせて、一定規模以上の屋外広告物には、**大阪府屋外広告物条例に基づく許可の基準（下図参照）を満たす**ことが求められます。

問6 屋外広告物に対する規制等について知っていましたか。1つ選んでください。

1. 知らなかった
2. 規制があることは知っている
3. 内容をある程度知っている
4. 内容をよく知っている

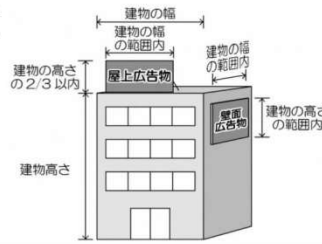
参 考

大阪府屋外広告物条例における許可基準（例）

大阪府屋外広告物条例では、屋外広告物の設置に許可が必要な場所で、広告物を設置する場合、以下の許可基準を満たす必要があります。

屋上広告物	たて：建物の高さの2/3以内 よこ：建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

また、広告物の表示方法等に制限がかけられている場所では、より詳細な許可基準が定められています。



問7 まちの魅力を高めるために、屋外広告物の設置に際して、どのようなことに気をつける必要があると考えますか。

以下の（1）～（6）について、**A B**2つの写真を見比べて、より良いと思う写真を**1つ**選び○を付けてください。また、**良いと思う理由**についても合わせてお答えください（自由記入）。

（1）建物の屋上に広告物がある場合／ない場合。（屋上広告物）

A			B	良いと思う理由 (自由記入)
() ←良いと思う方に○→ ()				

(2) 広告物の大きさやデザインがばらばらな場合/そろえた場合。(地上広告物)

<p>A</p> 	<p>B</p> <p>良いと思う理由 (自由記入)</p>
<p>() ←良いと思う方に○→ ()</p>	


(3) 広告物の大きさやデザインがばらばらな場合/そろえた場合。(突出広告物)

<p>A</p> 	<p>B</p> <p>良いと思う理由 (自由記入)</p>
<p>() ←良いと思う方に○→ ()</p>	

(4) 広告物の道路への突き出しを大きくした場合/控えめにした場合。(突出広告物)

<p>A</p> 	<p>B</p> <p>良いと思う理由 (自由記入)</p>
<p>() ←良いと思う方に○→ ()</p>	

(5) 建物の窓面に広告物がある場合/ない場合。(窓面広告物)

<p>A</p> 	<p>B</p> <p>良いと思う理由 (自由記入)</p>
<p>() ←良いと思う方に○→ ()</p>	

(6) 広告物の色を鮮やかにした場合/おさえた場合。(地上広告物)

A



() ←良いと思う方に○→ ()

B

良いと思う理由
(自由記入)

--

問8 まちなみの魅力を高める屋外広告物にするには、どのようにすればよいと思いますか。あなたの思いに最も近いものを1つ選んでください。

- | |
|-----------------------------|
| 1. 全体的に制限すべき |
| 2. 場所に応じて制限すべき |
| 3. 現状のままでよい |
| 4. 場所によってもっと自由でよい |
| 5. 制限するよりも、広告物の質の向上を図る施策が必要 |

問9 屋外広告物の質の向上を図る施策について、ご意見やご提案等がございましたら、ご自由にお書き下さい。

記入例、広告物の表彰制度などの取組が必要だ、など

4. 屋外広告物に関するご意見やご提案等がございましたら、ご自由にお書き下さい。

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

この調査票は、ご記入漏れがないか再度ご確認のうえ、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストにご投函ください。切手は不要です。